

広島県公安委員会告示第 25 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 17 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
2 P17 31	告示の日 (令和 5 年 4 月 17 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pぱちんこ乃木坂 46 キュンキュンラ イト ver. KAC 1	京楽産業. 株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三 丁目 24 番 4 号)	左同
230283	同上	回胴式遊 技機	S パチスロゴーヤ M J A	株式会社オッキー. 代表取締役 小川 博史 (愛知県名古屋市中区中 砂町 145 番地)	左同
3 S02 09	同上	同上	L パチスロにゃん こ大戦争MK	同上	左同